

Ⅱ 報告

第2「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則」の一部改正（案）に関する意見募集手続きについて

1. 改正の趣旨

神戸市では、2026年3月に循環型社会の実現に向けて、市内で発生する一般廃棄物の減量・資源化、適正処理に向けた施策を定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その中で、2035年の1人・1日あたりのごみの排出量を16%削減する目標（対2023年度比）を設定しており、より一層のごみの減量・資源化を進めていく必要があります。

特に、事業系ごみについては、可燃ごみの中に資源化可能な紙類（資源紙）が8.2%（1.4万t）含まれていることから、更なる減量・資源化を推進するため、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する規則（1993年3月31日施行）の必要な改正を行います。

2. 改正の概要

受入基準を改正し、事業系ごみの資源化できる紙類について、廃棄物処理施設への搬入を禁止します。

3. 施行予定日

2027年10月1日

4. 意見募集の方法等

(1) 意見募集期間

2026年10月1日（木）から2026年11月2日（月）まで

(2) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供します。

- ・環境局事業系廃棄物対策課
- ・地域協働局市民情報サービス課
- ・各区役所地域協働課、須磨区役所北須磨支所、西区役所玉津支所

※ 上記のほか、神戸市ホームページにおいて閲覧に供します。

(3) 意見の提出先及び提出方法

- ・提出先：環境局事業系廃棄物対策課
- ・提出方法：郵送、FAX（078-595-6250）、直接持参、
電子メール（gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp）、神戸市ホームページ（意見募集）上の意見送信フォームによる提出のいずれか

5. 意見募集後の予定

いただいたご意見に対し、神戸市ホームページで一括して神戸市の考え方を公表します。

（参考）資源紙のリサイクル促進について

事業系資源紙のリサイクル促進と排出事業者の利便性向上を図るため、資源紙の回収や持ち込み先を整理し、市ホームページにおいて事業者一覧やマップで案内します。

＜事業系資源紙のリサイクルの方法について＞

①資源紙取扱事業者による回収

資源紙取扱事業者に回収を依頼するものです。

※資源紙の量や種類、市場価格等によっては、有価回収（買取）される場合があります。

②資源紙回収協力事業者に持ち込む

営業時間内であれば、いつでも無料で持ち込むことができます。

※資源紙の量や種類、市場価格等によっては、有価で買い取りされる場合があります。

③市内各所の事業系資源紙回収拠点に持ち込む

資源紙を手軽に持ち込むことができる無人の回収拠点です。

④現在契約している事業系ごみの収集運搬事業者による回収

現在契約している事業系ごみの収集運搬事業者に、資源紙の回収を依頼するものです。

